

日頃から災害に備えましょう

問 危機管理課 本 3階 TEL (23) 1115

局地的大雨や台風が発生する季節を迎え、風水害・土砂災害が発生しやすくなります。日頃から気象情報に注意し、避難場所を確認するなど、災害に備えましょう。

■よいちメールの登録

防災情報をはじめとする、くらしに役立つさまざまな情報をお届けします。
 ※詳細は本紙3ページをご覧ください。



よいちメール登録へ

■「避難情報」について

災害発生危険性が高まると、市は避難指示などの避難情報を発令します。避難情報は地区を対象に発令しますが、対象地区にお住まいであっても時間帯などの状況によっては避難所への避難が必要とは限りません。

お住まいの地区に避難指示などが発令された場合、どのような避難行動をとるべきか、日頃から家族・地域で検討しましょう。

■「災害発生の危険性」について

お住まいの場所により災害発生の危険性は異なります。ハザードマップをもとに河川、水路、崖などの周辺環境を実際に確認し、危険箇所の把握に努めましょう。

■「避難」について

避難には、避難所などへ移動する方法とその場にとどまる方法の2種類があります。立ち退きが必要な場合には、災害に対応した指定緊急避難場所や、近隣の安全な場所へ移動しましょう。指定緊急避難場所などへの移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合は屋内安全確保を行います。

■屋内安全確保の例

- ・建物内の最上階へあがる(洪水)
- ・窓から離れる(竜巻・突風)
- ・崖から最も離れた部屋へ移動する(土砂災害)

■ご家庭でも備蓄を

地震などの大規模な災害の発生時は、一部の食料品が品薄または売り切れ状態になる恐れがあります。最低でも3日、できれば1週間分の備蓄をしましょう。

また、避難所への避難の際には非常持ち出し品を持参する必要があります。非常時に備え非常持出品を確認しましょう。

貴重品 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 保険証など	衣類(季節に合わせて) <input type="checkbox"/> 下着類 <input type="checkbox"/> 靴下 <input type="checkbox"/> 手袋・軍手
小道具類 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 予備電池 <input type="checkbox"/> カセットコンロ・固形燃料 <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 新聞紙 <input type="checkbox"/> 箸・フォークなど <input type="checkbox"/> 栓抜き・缶切り	水・食料品 <input type="checkbox"/> 飲み水 <input type="checkbox"/> 各種食品(缶詰・カップ類などの保存食)
医療品 <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> 消毒液 <input type="checkbox"/> 包帯など	洗面用品 <input type="checkbox"/> 石けん <input type="checkbox"/> 歯磨き用品 <input type="checkbox"/> タオルなど
<input type="checkbox"/> 大小ビニール袋 <input type="checkbox"/> ひも・粘着テープ <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> ハンカチ <input type="checkbox"/> ティッシュ・ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 筆記用具など	赤ちゃん用品 <input type="checkbox"/> 粉ミルク <input type="checkbox"/> ほ乳びん <input type="checkbox"/> おむつ類

大田原市行政改革推進委員会委員の募集

問 申 総務課 本 6階 TEL (23) 8702
 〒324-8641 大田原市本町1-4-1
 ☑ soumu@city.ohatawara.tochigi.jp

本市では、行政改革の推進に当たり「行政改革推進委員会」を設置し、行政改革大綱の実施状況についての助言などをいただいています。このたび委員の任期満了に伴い、新たな委員を次のとおり募集します。

●委員会の構成と役割…市民からの公募委員と各種団体の代表者で構成され、新たに策定する行政改革大綱の審議と大綱に基づく行政改革の取組状況について助言を行います。

●応募資格…行政改革に関心があり、次のすべてに当てはまる方

- ①市内に住所を有する18歳以上の方
- ②年度内に3回、平日の午後に開催する会議に出席できる方
- ③本市の職員又は議員でない方

●募集人数…3名

●任期…2年(令和2年7月1日～令和4年6月30日)

●応募方法…5月25日⑩までに申込書に必要事項を記入し、上記まで郵送、メール送信、またはご持参ください。(郵送の場合は、当日消印有効)

※申込書は総務課窓口、または市のホームページからダウンロードしてください。

●選考方法…選考委員会にて選考します。

市では、感染症の発生およびまん延を防ぐため、以下の対象年齢に応じた予防接種を実施しています。

《定期接種》

種類	回数	対象月齢
ヒブ	4回	生後2か月から生後60か月に至るまでの間(生後2か月～5歳未満) ※接種開始年齢などにより接種回数は異なります。
小児の肺炎球菌感染症	4回	生後2か月から生後60か月に至るまでの間(生後2か月～5歳未満) ※接種開始年齢などにより接種回数は異なります。
B型肝炎	3回	1歳に至るまでの間(1歳未満)
ジフテリア・百日せき破傷風・不活化ポリオ	4回	生後3か月～生後90か月に至るまでの間(生後3か月～7歳半未満)
BCG	1回	生後12か月に至るまでの間(1歳未満) ※標準的には、生後5か月～生後8か月未満の間に受けます。
麻しん風しん	2回	1期(1回目)…生後12か月～生後24か月に至るまでの間(1歳～2歳未満) 2期(2回目)…就学前1年間(平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれの年長児)
水痘(みずぼうそう)	2回	生後12か月～生後36か月に至るまでの間(1歳～3歳未満)
日本脳炎	4回	《平成19年4月2日以降に生まれた方》 1期(1～3回目)…生後6か月から生後90か月に至るまでの間(生後6か月～7歳半未満) ※標準的には3歳から接種を開始します。 2期(4回目)…9歳以上13歳未満 《特例措置》次の①または②に該当する方は、特例として不足分の接種が受けられます。 ①平成12年4月2日～平成19年4月1日生まれの方 →20歳未満まで ②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方 →9歳以上13歳未満の間
ジフテリア・破傷風	1回	2期…11歳以上13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)	3回	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 ※平成25年6月14日から、積極的な勧奨は行っていません。

《市が行政措置として行う法定外の予防接種》

種類	回数	対象年齢
ロタウイルス胃腸炎(どちらかを選択)	2回	ロタリックス(1価ワクチン) 生後6週の初日～24週の初日まで
	3回	ロタテック(5価ワクチン) 生後6週の初日～32週の初日まで
おたふくかぜ	1回	1歳以上6歳となる日の属する年度の末日までの間(1歳～年長児の3月31日まで) ※おたふくかぜにかかったことがなく、予防接種も受けていないお子さんが対象です。

※法改正などにより、内容が変更になる場合があります。

※市外の医療機関での接種を希望する場合、定期予防接種に限り「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」に協力する県内の医療機関であれば、事前の手続きをすることなく接種を受けられます。なお、県内でもこの事業に参加していない医療機関や県外の医療機関で接種を希望する場合は、事前手続きが必要になります。

※法定外の予防接種について、市の委託医療機関以外で接種を希望する場合は、事前手続きが必要になります。

運営法人募集

ゆづかみ保育園民営化

市では、大田原市ゆづかみ保育園を民営化することとし、現在、応募資格のある法人へ資料を郵送し、運営法人を募集しています。

移管先の運営法人は、令和2年8月に決定、令和3年4月からの運営を予定しています。

※応募書類の配布は、法人の応募資格の確認と事前受付を兼ねての配布となりますので、提出様式等については市ホームページへ掲載していません。

問申保育課 本3階 TEL(23)8769

大田原市公平委員の選定

大田原市公平委員会委員の任期満了に伴い、市議会3月定例会で同意を得て選任されました。

藤沼 孝幸氏(新任 中央2丁目)

任期…令和2年4月1日

）
令和6年3月31日

問総務課 本6階 TEL(23)8702

令和2年度

新エネルギー・省エネルギー関連補助制度

問申生活環境課 本2階 TEL(23)8775
〒324-8641 大田原市本町1-4-1

市では、地球温暖化防止の推進や災害時の非常用電源の確保に資するため、次のとおり、各種エネルギー設備などの導入に関する補助を実施します。

名称	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用省エネ設備設置費補助金	クリーンエネルギー自動車購入費補助金
対象設備 対象車両	住宅用太陽光発電システム	①家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) ②定置用リチウムイオン蓄電池	①電気自動車 ②燃料電池自動車 ③プラグインハイブリッド自動車 (エンジンで発電した電力を車両外部に供給できるもの)
予算額	6,500,000円(補助金ごとに件数指定はありません。)予算額に達した時点で、補助金の受付を終了します。		
補助金額	1kW当たり20,000円(限度額80,000円)	1基当たり補助対象経費(設備購入費+設置工事費)の1/10(千円未満切捨て)または100,000円のいずれか少ない額。補助対象経費に消費税は含まない。 ※補助金の交付は、省エネルギー設備の種類区分ごとに、1の住宅に対して1回限り。	1台当たり100,000円 ※補助金の交付は1人1台まで
対象	※次の要件を全て満たす方 ①住宅に太陽光発電システムを設置した方または市内の太陽光発電システム付き住宅を購入した方 ②太陽光発電システムの設置場所に住所を有する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方 ④同一世帯の方を含め、平成16(2004)年度以降本補助金を市から受けていない方	※次の要件を全て満たす方 ①住宅に対象設備を設置した方または市内の対象設備付き住宅を購入した方 ②対象設備の設置場所に住所を有する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方 ④同一世帯の方を含め、平成26(2014)年度以降補助申請する住宅で同じ設備区分による補助金を市から受けていない方	※次の要件を全て満たす方 ①市内に住所を有する方 ②自家用自動車として使用する目的で、補助対象車両を新車で購入した方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方
補助要件	共通要件 事業完了日(太陽光発電システムにおいては電力受給開始日、省エネ設備においては設備の保証開始日)から90日以内に申請書を提出すること ※次の要件を全て満たす事業 ①低圧配電線と逆潮流方式で連系すること ②系統連系を行ったことのない未使用品を設置すること ③太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満であること	※次の要件を全て満たす事業 ▶家庭用燃料電池の場合 ①国が実施する補助事業の設備規格に適合していること ▶蓄電池の場合 ①住宅に太陽光発電システムが設置されていること(蓄電池の設置に併せて太陽光発電システムを設置することも可) ②公称最大蓄電容量が1kWh以上のものであること ③太陽光発電システムと連系可能なものであること ④未使用品であること	※次の要件を全て満たす事業 ①令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、補助を受けようとする車両の新規登録を完了すること ②車両の「使用の本拠の位置」が市内であること ③令和3年3月31日までに申請書を提出すること
提出書類	提出書類の詳細については、上記へお問い合わせいただくか、市ホームページで確認してください。		
申請時期	事業完了後に申請してください。	車両購入後に申請してください。	
受付期間	令和2年4月1日⑧から令和3年3月31日⑧まで		
提出方法	・生活環境課に持参または郵送してください。(窓口の業務時間：平日午前8時30分～午後5時15分) ・代理人の方が申請手続を行う場合、委任状を添付してください。 ・交付申請書などの様式は生活環境課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。		

教科書展示会の開催

問学校教育課 本4階 TEL(23)3125

- 日時…▶事前展示：6月4日⑧～11日⑧▶法定展示：6月12日⑨～27日⑨
※6月9日⑧、16日⑧、23日⑧は休館日 ※⑧～⑨：午前9時～午後9時 ※⑩：午前9時～午後6時
- 場所…大田原教科書センター(大田原市生涯学習センター1階)
- 内容…小・中学校用教科書、小・中学校特別支援学級用教科書